

### 3 申込みから入園までの流れ

#### (1) 仮申請・申込み

入園申込書や添付書類に基づき、保育の必要性の認定をします。

**※7～9ページの申込方法・提出書類を十分にご確認のうえ、余裕を持ってお申込みください。**

##### ① 市内にお住まいの方

市内の保育施設申込み	市外の保育施設申込み
<p>&lt;新年度申込み&gt; 新年度4月1日入園については、表紙に記載のとおり、一斉受付を行います。 <b>※締切日後に出産予定で、生後57日目からの保育施設を希望する方も同じ受付期間です。</b></p> <p>&lt;年度途中申込み&gt; 目次のページの各月の申込受付期間内にお申込みください。</p>	<p>申込締切日は狛江市とは異なります。希望保育施設の所在地の自治体に申込時期・必要書類等を確認し、当該自治体の締切日の約1週間前には、<b>狛江市児童育成課幼児教育・保育係まで申込み</b>をしてください。</p> <p><b>※転出後に、転出先の自治体へ再度入園の申込みが必要です。</b></p>

##### ② 市外にお住まいの方

狛江市内の保育施設申込み
<p>狛江市の締切日に間に合うように余裕を持って、<b>申込日現在で住民票がある自治体へ必要書類をご提出</b>ください。申込書は、原則、狛江市のものをお使いいただきますが、狛江市の申込書の入手が困難な場合は、お住まいの市区町村のものでも結構です。 <b>※転入後に再度、狛江市の書式で狛江市児童育成課幼児教育・保育係へ申込みが必要です。</b></p>

#### (2) 利用調整会議

保育所等利用調整基準指数表及び調整指数表により（28～31ページ）、申込みのあったお子さんの家庭状況等の実情を踏まえて利用調整のための指数を決定します。その利用調整指数の高い世帯から順に調整し、希望施設に空きがあった場合に内定となります。

**家庭状況等に変更があった場合は、利用調整にも影響がありますので、変更があり次第早急に、必ず届け出てください。**

### (3) 結果通知

下記のとおり、お知らせします。

ただし、市外にお住まいの方は、お住まいの自治体（申込受付をした自治体）から結果が届きます。

内定	入園保留
<p>&lt;新年度&gt; 内定通知書を発送します。 <b>※内定となった場合は、繰り上げ利用調整の対象外となります。</b></p> <p>&lt;年度途中&gt; 利用調整会議当日に電話連絡のうえ、内定通知書を発送します。</p>	<p>初回のみ、保育所等入所保留通知書を発送します（以降必要な場合はご相談ください。） 申込書の有効期限は令和7年3月1日付け入園利用調整分までです。その間に希望施設に欠員が出た場合は、利用調整の対象となります。<b>令和7年度の申込みは別途必要です。</b></p>

子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定・認定証の交付は内定・入所保留通知書と同時期に発送します。

令和6年度入所申込後に、令和5年度入所の内定が出て、かつ内定を受ける場合、令和6年度の申込自体が無効となります。入園した園からの転園を希望される場合は、入所申請期間内に別途、転園のお申込みが必要です。

### (4) 健康診断・面接

健康診断及び面接を行い、集団保育が可能と認められたときに入園決定となります。

### (5) 入園

入園当初は、約7～14日間程度の慣らし保育期間があります。慣らし保育は、短時間の保育生活から徐々に時間を伸ばして、お子さんが無理なく保育施設での生活に入れるようになるものです。お子さんの状況でこの期間が延びる場合があります。復職日は、慣らし保育期間を考慮してご検討ください。また、施設によって各家庭で用意・持参するものがあります。

#### 入園後に必要となる書類

- (1) 令和6年度市区町村民税課税証明書又は非課税証明書 ※年度にご注意ください。  
令和6年1月1日時点で狛江市に住民票のない方が対象です。  
両親分必要です。令和6年7月中旬頃に提出していただく予定です。  
※利用者負担額（保育料）等の算定のため、同居の祖父母の市区町村民税課税証明書が必要になる場合があります。
- (2) 復職証明書・・・育児休業期間中に入園となった場合は必要です。
- (3) 就労証明書・・・求職期間中及び勤務内定期間中に入園となった場合は必要です。